

改正健康増進法の概要

—受動喫煙防止措置を中心に

弁護士 谷山 智光

1 はじめに

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)が成立し、2020年4月1日より全面施行される。望まない受動喫煙(人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。28条3号)を防止するための規定が追加された。

喫煙する方はもちろん、後に述べる特定施設等の管理権原者も、改正法への対応が必要となる。この点、特定施設は広範囲に及ぶので改正法に無関心ではられない。

以下、一般の個人又は事業者に関係するものを中心に、改正法の概要を述べる。なお、紙面の都合上、その全部について詳述できないことを予めお断りしておく。

2 受動喫煙防止の配慮義務

(1) 喫煙する者の義務

何人も、正当な理由がなく、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下「特定施設等」という。)においては、喫煙禁止場所で喫煙をしてはならないが(29条1項)、喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をするにしても、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない(27条1項)。

特定施設とは、第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいい(28条4号)、旅客運送事業自動車等とは、旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう(同条8号)。

第一種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、①学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの、②国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう(同条5号)。

第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、

第一種施設及び喫煙目的施設(同条7号)以外の施設をいう(同条6号)。

第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合(例えば、病院の中の飲食店。)においては、当該場所については、第一種施設の場所として扱われる(39条1項)。

この点、「多数の者が利用する施設」とは、2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいう(厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ&A〔以下「Q&A」という。〕」1-1)。したがって、このような施設については、少なくとも第二種施設に該当する可能性が極めて高くなるので注意が必要である。

なお、人の居住の用に供する場所や旅館業の施設の客室の場所など一定の適用除外場所がある(40条)。

(2) 特定施設等の管理権原者の義務

特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない(30条1項)。また、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない(同条2項)。

特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない(27条2項)。

3 第一種施設について

第一種施設では、特定屋外喫煙場所と喫煙関連研究場所以外の場所が喫煙禁止場所となる。

特定屋外喫煙場所とは、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置(①喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。②第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。健康増進法施行規則15条2項)がとられた場所をいう(28条13号)。

「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、例

えば、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所をいう(Q&A3-1)。そのような場所がない場合には、特定屋外喫煙場所を設けることはできない(Q&A3-4)。「区画」は、パーティション等による区画が考えられるが、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであれば、線を引くという方法でも構わない(Q&A3-2)。

4 第二種施設について

(1) 第二種施設では、喫煙専用室と喫煙関連研究場所以外の屋内の場所が喫煙禁止場所となる。

喫煙専用室について、第二種施設の管理権原者は、当該第二種施設の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準(①出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。健康増進法施行規則16条1項)に適合した室(基準適合室)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる(33条1項)。出入口の扉は、①を満たす限り、必ずしも必要ではないが、その他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要である(Q&A7-1-2)。

上記の第一種施設における特定屋外喫煙場所との大きな違いは、屋内でも構わない点である。

第二種施設の管理権原者は、喫煙専用室を定めようとするときは、当該場所の出入口の見やすい箇所に、所定の事項を記載した標識(喫煙専用室標識)を掲示しなければならない(同条2項)、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、所定の事項を記載した標識(喫煙専用室設置施設等標識)を掲示しなければならない(同条3項)。

喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下「喫煙専用室設置施設等」という。)の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない(同条4項)、20歳未満の者(従業員も含む。)を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない(同条5項)。

(2) なお、既存特定飲食提供施設については、喫煙専用室に代わり喫煙可能室を定めることができる(附則2条)。

これは、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、一定の猶予措置が講じられたものである。

既存特定飲食提供施設とは、改正法施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設をいうが、①大規模会社(資本金の額又は出資の総額が5000万円を超える会社をいう。)等により営まれるもの又は②当該施設の客席の部分の床面積が100平方メートルを超えるものは除かれる。全飲食店の5.5割程度がこれに該当すると推計されている。

上記喫煙専用室との大きな違いは、①当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の全部の場所とすることも可能である点、②専ら喫煙をする場所でなくても構わず、そこで飲食をすることができる点とする点である。

もっとも、喫煙可能室設置施設の管理権原者は、設備構造の喫煙可能室標識既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならない(同条3項)、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならないから(同条4項)、注意が必要である。